

## 令和7年7月23日 八尾春雄一般質問

○議長（谷 穎一君） 休憩を解き、再開します。

次に、2番、八尾春雄議員の発言を許します。

2番、八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 2番、八尾春雄でございます。今回は4問お願いしたいと思います。

（1）2025町長選・町議補選を振り返って。

2020年町議選、2024年町議選に続き、今回も投票率が50%を下回った。原因分析を急ぐとともに、選管として取り得る対策を講じてほしい。

①投票区別投票率の算出（期日前投票分を各投票区分に分類した投票率）及び年代別投票率の算出（10代から80代まで10歳刻みでお願いできないか）を行い、公示してほしい。

②6月12日に開催された千北候補と吉川候補の合同個人演説会において、千北候補の選挙はがきが参加者に配布された。公選法違反ではないか。さらに町議補選に出馬した常松候補は、自宅を選挙事務所にしたのか。選挙事務所看板が設置されていない。本番の公営掲示板にしか貼ることのできない選挙ポスターを自宅玄関に貼り出していたが、道路側から見える。これも公選法違反ではないか。

③前項については、6月13日、町選管事務局に私から口頭で告発したが、選管はどのように対応したのか。

（2）核兵器禁止条約について。

日本原水爆被害者団体協議会（略称、日本被団協）が長年の核兵器被害の実相を伝え、核兵器の廃絶を目指して活動していることを称え、ノーベル平和賞が授与された。広陵町議会は、去る平成29年9月議会で核兵器禁止条約に我が国も参加することを求める意見書を採択し、内閣総理大臣と外務大臣に送っている。しかし、貴殿は町議会議員時代、この意見書には反対を表明された。広陵町長も参加している平和首長会議においては、令和7年1月17日、内閣総理大臣石破茂氏宛てに対して、「核兵器廃絶に向けた取組の推進について（要望）」を発している。平和首長会議による要望では、「本年3月に開催される核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加し、対話による外交努力により核兵器廃絶のためにリーダーシップを発揮していただくとともに、一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准していただくよう、強く要請いたします」とある。個人の認識と町長としての立場は別なのか。あるいは、町長就任に当たり、過去の立場を変更して核兵器禁止条約を批准せよとの立場に変更するのか。

（3）吉村町長の選挙公約について。

選挙公報では、1) 安全安心のまちづくりとして、①民間交番の設置、②働き世代の健康診査や予防接種への助成、2) 新しい命とその成長を応援として、③不妊治療への助成範囲拡大、3) 教育環境の充実として、④小学校・中学校給食費の無償化、4) 住み慣れたまちでの暮らしとして、⑤住民活力による移動支援の構築、職員派遣による地域窓口の設置を掲げておられる。まず2025年度には、何から手をつけようと考えているのか。また、どこまで進めようと考えているのか。

ここまででは、先ほどの笹井議員の質問とかなりかぶりますので、内容を吟味して省略すべきは省略していただきたい構いませんし、後の質問でまた質問をさせていただこうと思います。

所信表明で教育長が言及した義務教育学校への変更については、どのように考えているのか。

（4）報告書について。

広陵中央公民館整備事業基本計画策定支援業務報告書の議会からの資料請求について5月16日までの長期間を要した件について報告書が提出されている。

①当初の説明では、令和6年度内に成果品が届いていないとする発言を訂正し、令和6年度中に成果品が届いていたと後になってから主張しているが、事実か。

②新しい体制に変わったことを受けて、一旦立ち止まり、しっかり研究するなり、住民の意見を聞くなりして、性急な結論は控えてもらいたい。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（谷 祯一君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

吉村町長！

○町長（吉村裕之君） 八尾議員の御質問にお答えを申し上げます。

1番目は、選挙管理委員会委員長がお答えをいたします。

まず2番目の核兵器禁止条約についての御質問でございます。

世界では、今もなお数多くの武力紛争が起きており、子供たちを含む多くの方々が犠牲となっている信じ難い現実がございます。この現実を直視し、より強く平和を求め、核兵器廃絶を求めるることは、世界共通の願いであると認識しております。

本町議会の平成29年第3回9月定例議会で、核兵器禁止条約に我が国も参加することを求める意見書の採択に当たりましては、私は、「核兵器廃絶、なくすということは、私も当然のことと思っております」と発言しておりますし、そして「全世界共通の認識である」とも申し上げてまいりました。しかしながら、当該意見書には、現に日本政府が取り組んでいる内容が示されておらず、また、我が国の国民の生命、財産、人権、自由を守るための安全保障政策もございますことから、より深く意見書について検討する必要があると考え、御質問にもございますとおり、当時、意見書の決議には反対という判断をさせていただいたところでございます。

したがいまして、核兵器禁止条約の署名・批准につきましては、私自身、我が国が非核化、核兵器の廃絶に取り組むという理念に対して賛同しており、立場により変更するものではございません。

核兵器廃絶平和宣言や平和首長会議への加盟、核兵器廃絶に向けた普及啓発など、平和行政の推進につきましても、核兵器も戦争もない平和な世界の実現に向けて、今後も本町としてできるところから取組を進めてまいります。

3番目の吉村町長の選挙公約についての御質問でございます。

私が選挙公報で掲げた施策につきまして、大きく5つの事項を掲げております。その5つの項目、それぞれを段階的に準備していくわけでございますが、その中で、民間交番の設置と、小・中学校給食費の無償化の2点から優先的に取り組む所存でございます。

まず、民間交番の設置につきましては、以前から団体、またはボランティアにより、地域の見守りを行っていただいておりますが、これらの方々が地域の空き家、空きスペースを活用した活動拠点に集い、犯罪抑止等につながる見せる仕組みを警察と連携して指導と助言をもらい、実施する予定でございます。

また、小・中学校給食費の無償化につきましては、子育て世帯の教育費全体の負担軽減に資する重要な政策と捉えております。まずは、今年度からの一部補助の導入も選択肢とし、完全無償化に向けて、課題を解決しながら準備し、進めてまいります。

しかしながら、どちらの施策も一過性ではなく、持続可能な制度とすることが重要であり、関係者と

の協議や財政的な裏づけを丁寧に積み上げながら、具体的な成果として、町民の皆様にお届けできるよう取り組んでまいります。

また、教育長が掲げております真美ヶ丘地域の義務教育学校への移行につきましては、私は肯定的に捉えております。これは現在の小中学校の区分を否定しているのではなく、義務教育学校による中1の壁の緩和・解消、系統性を意識した小中一貫教育、異学年交流による精神的な発達などのメリットを踏まえ、どのような義務教育学校を創設することが本町の子育て支援や教育の充実につながるのかを研究してまいります。もちろん移行に当たりましては、保護者、地域の皆様の理解も必要となるため、段階的に丁寧な説明と合意形成を図りながら進めてまいりたいと存じます。

将来を担う子供たちにとってよりよい教育環境を整えることは、まちの未来への投資であり、重要な使命であると考えております。

4番目は、教育長がお答え申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（谷 穎一君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 八尾議員さんの広陵町中央公民館整備事業基本計画策定支援業務報告書に関する御質問にお答えをいたします。

まず初めに、議会からの資料請求に対する提出の遅延及びその経緯について、議員懇談会で誤った説明をしてしまったことに対しまして、改めておわび申し上げます。

一つ目の令和6年度中に成果品が届いていたことが事実かとの御質問にお答えいたします。

成果品である広陵町中央公民館整備事業基本計画策定支援業務報告書につきましては、これまで御説明させていただいたとおり、令和7年3月28日に、受託者から報告書（案）を提示の上で、内容の説明を受け、仕様どおりの成果であることを確認し、3月31日に納品されていることから、本業務は、令和6年度内に完了していることに間違いございません。

しかし、仕様に影響のない部分での文言修正や公表に当たり、より分かりやすい表現への変更等を行い、その後も複数の関係部署で確認を行うなどしていただいたために提出が遅れたものでございます。

議会から資料請求があった時点で、当初の成果品を提出し、状況を御説明した上で、後日変更を加えた成果品を改めて提出すべきであったと反省しております。

また、これらの経緯について、職員の認識不足から誤った説明をしたために、議員の皆様に疑念を抱かせる結果となりましたことを深くおわび申し上げます。

二つ目の新しい体制に変わったことを受け、一旦立ち止まって、性急な結論は控えてもらいたいとの御意見につきましては、中央公民館は御承知のとおり、施設の老朽化、建築基準法上の不備等多くの課題を抱えております。まずは、利用者が安全に活動していただく場の確保を優先すべきであると考え、第一ステップとして、中央公民館機能の一時的な移転を進めているところです。この機能移転に当たりましては、今年度に入り、中央公民館利用者の要望や意見を個別に聴取しており、これらの声に可能な限り応えられるよう、移転先であるはしお元気村とグリーンパレスの改修工事を行ってまいります。

なお、第二ステップに関しましては、町として役場庁舎との複合施設を一つの案としてお示ししておりますが、4月のシンポジウムでもお答えしておりますとおり、決定事項ではございません。今後、中央公民館の利用者はもちろん、現在は利用されていない方の意見もお聞きし、しっかりと議論を重ねながら進めてまいりますので、議会でも御議論の上、御協力賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 穎一君） 吉井選挙管理委員会委員長！

○選挙管理委員会委員長（吉井英一郎君） 一つ目の御質問にお答えいたします。

本年6月15日執行の広陵町長選挙及び広陵町議会議員補欠選挙における投票率は、45.51%であり、議員御指摘のとおり、令和2年4月5日執行の広陵町議会議員選挙における投票率は44.50%、昨年4月7日執行の広陵町議会議員選挙における投票率は、46.55%に続いて、投票率を50%下回っており、投票率はいまだに低い状態でございます。

今回の町長選挙は、現職の勇退に伴う16年ぶりの、また元町議会議員の一騎打ちとなった選挙であり、さらには、町議会議員補欠選挙が併せて執行されましたことから、町民の関心が高いものと考えておきましたが、投票率が意外と伸びず、その原因につきましては、慎重に分析する必要があると考えているところでございます。ただ、町の選挙に限らず、国政選挙をはじめ、他の地方選挙におきましても投票率は低下傾向にありますことから、まずは有権者が投票しやすい環境を整備することが重要な課題であると考えております。

有権者が投票しやすい環境整備といたしましては、有権者が仕事や旅行などで滞在地で投票を行うことができる滞在地投票制度、県選挙管理委員会の指定する設備や病院内で入居者等が行うことができる施設投票制度、身体に重い障害のある方や寝たきりで介護を必要とされている方など投票所に行くことが困難な方が郵便で行うことができる郵便投票制度、そして投票日当日に仕事や家事都合などの理由により、投票に行けない方のために期日前投票制度がございます。これらの制度の活用につきまして、町ホームページや広報紙などでより一層の制度の周知を図ってまいります。

また、無関心層への働きかけといたしましては、特に若年層に向けた選挙啓発が有用であると考えられることから、町のホームページや広報紙だけでなく、町LINEアカウントでの投票の呼びかけに加え、二十歳になられた方に対しまして、広陵町二十歳の集いの出席者全員に選挙啓発冊子を配布させていただいているところでございます。

なお、議員御要望の投票区別投票率の算出及び年代別投票率の算出につきましては、選挙啓発を効果的に行うこと等を目的として、令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙以降の選挙につきましては、算出を行い、その算出結果につきまして、町ホームページにおいて公表しているところでございます。本年6月15日執行の広陵町長選挙及び広陵町議会補欠選挙における投票区別投票率及び年代別投票率につきましても、算出が完了次第、町ホームページにおいて公表する予定でございます。

二つ目の御質問にお答えいたします。

選挙運動のために使用する通常はがき、いわゆる選挙運動用はがきにつきましては、文書図画による選挙運動の一つとして、町長選挙では2,500枚までの使用が認められており、発送するときは、郵便物の配達事務を取り扱う事務所の窓口に差し出さなければなりません。当該はがきは郵便によらずに使送によったり、あるいは路上等で選挙人に手渡す等の方法で配布することは禁止されております。今回の個人演説会で参加者に配布されたとの申出につきまして、候補者に確認しましたところ、会場におられ、支援をお願いできる方に推薦人として当該はがきを記載の上、返却していただくよう依頼していたところ、そのうちの一人の方が持ち帰られたとのことでございました。

公職選挙法上、選挙運動用の通常はがきは、候補者が使用することはもちろん、第三者に依頼し、推薦状の形式で記載してもらうことも差し支えないとされておりましたことから、今回の件につきましては、

推薦はがきを作成するために、その場で回収することを前提として手渡されていたものであれば、公職選挙法上の規定に抵触するものではないと認識しております。

また、自宅を選挙事務所にしたと思われる候補者について、選挙事務所看板が設置されておらず、公営ポスター掲示場にしか貼ることのできない選挙ポスターが道路側から見える自宅玄関に貼り出していたとの申出につきましては、選挙事務所を表示するために、その場所で使用するポスター、立札、看板の類は通じて三つ以内とされており、文書図画による選挙運動の一つとなっておりますが、公職選挙法上は、必ず設置しなければならないとはされていないことから、看板を設置しないこと自体が公職選挙法に抵触するものではないと認識しております。

なお、公営ポスター掲示場にしか貼ることのできない選挙ポスターにつきましては、申出のとおり選挙事務所へ貼ることは禁止されておりますため、候補者に確認しましたところ、選挙事務所を表示するためのポスターと、公営ポスター掲示場にしか貼ることのできない選挙ポスターと同一のものであるとの誤った認識の下、選挙事務所に貼っておられたとのことから、選挙管理委員会事務局職員が説明を行い、即座に撤去していただいたものでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（谷 穎一君） ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に入っていただきます。

八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 答弁ありがとうございました。

まず1番目でございます。

投票区別の投票率の算出は、算出をしたからホームページに出すということですが、年齢別の分はこれも出すんですね。ありがとうございます。そういうデータを住民各位にお知らせをして、やっぱりうちの地域ちょっと低いねとか、うちのところちょっと高かったけど何か理由があったのかしらとか、選挙のことが話題になるような環境づくりが大事だと思いますのでよろしくお願いします。

二つ目の演説会で選挙はがきが渡された件、一人だけ持ち帰った人があるんやと、それはあんたやろって。苦しい答弁をされたものだというふうに思います。副町長もたしか御夫婦で来ておられましたね、返しましたか。千北議員の選挙はがき返しましたか。

○議長（谷 穎一君） 松井副町長！

○副町長（松井宏之君） ちょっと私と嫁とは早くに行ったために何もあのときもらっておりません。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 答弁書では、そういうふうに回収することを前提として手渡されていたものであればなどと仮定的で書いてありますね。今回の場合そうだったかどうかという判断は、選管としてされてないんでしょうか。

○議長（谷 穎一君） 藤井企画総務部長！

○企画総務部長（藤井勝寛君） 失礼いたします。今回お一人の方だけが持ち帰られたということでございますけれども、基本は選挙管理委員会のほうでは、今回の件につきましては、特に全ての方に対するそういった確認とかは取ってはおりません。

以上です。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 無知なのか、わざとなのかは分かりませんけれども、そういう行為があつたということは事実でございますので、今後気をつけていきたいというか、気をつけられたらよいと思います。

それで投票がしやすい環境を整えるということで、いろいろ幾つかの制度があるんですけれども、手続がなかなか煩雑であらかじめ申込みをせなあかんとかいうので難しい面もあるから、こういう制度についてもう少しなじむように通常の業務の中で広報で周知するというのはされておりますけれども、具体的にそういう実例をやっぱり投票所まで歩いていけない人をどうやつたら行っていただけるのかという具体的な応援の制度なんかを紹介するだとか、もう少し丁寧にしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（谷 祯一君） 藤井企画総務部長！

○企画総務部長（藤井勝寛君） 選挙管理委員会委員長の答弁の中では、投票しやすいといいますか、有権者が投票しやすい環境整備につきまして、公選法に基づいた制度について御紹介をさせていただいております。ただ、各自治体の選挙管理委員会のほうでは、公職選挙法にのつとて、公選法に逸脱しない、抵触しない限り積極的にといいますか、独自にやはり選挙人の投票しやすい環境を整えるためにいろんな取組をやっているということも我々存じておりますので、その辺りをまた今後も参考にいたしまして、選挙に近づきましたら改めてそういうことは事前にしっかりと周知はさせていただきたいと思っております。ただ、今のところ、どういった投票しやすいことをさせていただくのかというのは、また今後の研究ということにさせていただきたいと思っております。

○議長（谷 祯一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） よろしくお願ひします。

2番目に行きます。

当時の吉村裕之町会議員の反対討論の会議録を再度読みました。なるほど、我が国が核兵器廃絶に向けて20年以上毎年国連のほうに提出をして意思統一を図ってきたことの努力は書かれていますから、お気持ちちはそういうことだったんだろうと思います。採決のときに反対されたので、これはえらいこっちゃなというふうに思いましたけれども、現実的に核兵器廃絶のための行動に賛同をしておられるということが確認できたので、大変喜んでおります。ありがとうございました。

3番目でございます。

選挙公約についてであります。持ってきましたよ、これ、選挙公報。それから吉村裕之後援会ニュース、それから山村町長と並んでにこやかになってるニュース、こういうのを持ってきました、もう一度読んでみました。笹井議員が私の前に質問をされまして、学校給食費の無償化について、質問をされました。結論的に、町長の答弁は何であったかと。県や国からの財政的な補填を待たず実施に踏み切りたいと、こういう希望を言われたわけです。踏み切りたいということと、踏み切るということは違いますので、現実問題としてはどうやって金を工面するのか。あるいはリアルに言いますけれども、子供さんを持っておられる家庭とそうではない家庭のバランスだとか、考え方の違いだとかをちゃんと埋めていかないと駄目なんですよと、うまくいかないんですよと。残食の問題についての理解もありますねと。それから出ませんでしたけれども、給食費の滞納の問題だとかで学校の先生方がこっそり校長先生がポケットマネーで補填するというようなことだってあるというふうに聞いておりますから、そういうことがやっぱりきちんと解決をされないと難しいと思いますけれども、大きな一歩になる、そういう選挙に

なったのではないかということで大変感激をしておりますし、歓迎をしております。この上は、年度内にぜひ実施ができるように、準備万端整えていただいて、それで実施に向かって進んでもらいたいと。

それから県や国がどうするかというのはやっぱりあるんですけども、やっぱりこれだけ各都道府県自治体において給食費の無償化というのが普及をしてきましたので、これはやっぱり考えざるを得なくなっているというふうにも思います。それがやっぱり実績として、この年度はこれだけ投入したんだということをやっぱり実績数字としてきちんと出して、やっぱり県や国に対する要望の中でも、そういうことをやっぱり反映をしてきちんと財政的な裏づけを確保するということだって必要なんじゃないかというふうに思っております。

それから民間交番のことで言われましたけれども、これ私ちょっと認識がよくできてなかったんです。交番というのは、警察官が常駐する場所ですね。警察官は取調べをするのが仕事ですわ、権力なんですね。これが民間とどういう関係になるのかということなんですよ。率直に言って民間交番という言葉遣いはやめたほうがいいんじゃないかなと思います。むしろ民間の人たちが協力をして連絡を取り合って、犯罪の発生を予防するだとかに、やっぱり尽力する仕組みが要るんじゃないですかという提起をしたいというふうに聞きましたけど、そういうふうにふさわしい言葉遣いというのはあるんじゃないかなと思いますが、交番というのはちょっと取締りだからちょっとまずいんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（谷 穎一君） 吉村町長！

○町長（吉村裕之君） 民間交番という名称でございますけれども、このことを考えた以前に、既に調べている中で民間交番として活動されている団体、現にさきの笹井議員の中での答弁にもございましたけれども、東日本、関東のほうでされているという実態がありましたので、あくまで民間交番、インパクトもありますので、短く伝えやすいという言葉でその言葉を選ばせていただいておりますけれども、もちろん八尾議員がおっしゃるとおりに広陵町にふさわしい名称、もちろんそれは考えていくべきかというふうには考えております。

ただ、一点言いますと、やはりこのことについて取材等、新聞記者であるとか受けるところがございます。民間交番って聞いたことがないんですけども、初めての取組ですかとおっしゃる方もおられましたけれども、いやいや、実は既に20年近く前からこういう活動をされているところがあるんですよという話を逆に紹介させていただいているところでもございます。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） それから要望なんですけれども、世代間の対立だと、それから属性による違いを強調して対立をあおるような政策的な提起の仕方というのはやめてもらいたいんですよ。やっぱり高齢者が医療費をたくさん使っているから子育てに回るお金が少なくなるんじゃないかとか、また逆の場合もありますね。そういうふうに属性に基づいた要望を逆手に取って対立をあおるような、そんな風潮が今度の参議院選挙でも見られましたので大変心配をしております。これについては、どの世代も、どの性も自治基本条例にそれこそ書いてありますやん、国籍によらず、性によらず、お互いが安心安全で住むことのできるまちづくりを進めるんやということが書いてありますけれども、まさに政策の基本はここになるんじゃないかなと思いますけれども、町長のお考えをお示しください。

○議長（谷 穎一君） 吉村町長！

○町長（吉村裕之君） 私もその部分については一致しております。所信表明、そのほか様々なところ

で挨拶で言わせていただいておりますけれども、私も選挙のときには、住民第一のまちをつくるということ言わせていただいております。住民第一ですので、まさに子供たち、また次世代、広陵町の未来を支える子供たちもそうですし、現に今の社会を支えている現役世代もそうです。もちろんこれまでの広陵町、また奈良県、日本をつくっていただいた高齢の方、それも当然大切な存在でございます。また、持続可能なまちづくりの観点からも、各世代のことそれぞれを考えるということが、これが持続可能なまちづくりを進める上でも重要なポイントになってまいりますので、そういう意味では世代間の対立であるとか、その階層、またいろんな区分による対立というものは避けるべきだと。さきの笹井議員の一般質問でもございますけれども、あらゆる人が同じ条件で同じ場に立てるというところをまちづくりとして目指してまいりたいと考えております。ただ、事実に基づく分析として、例えば高齢者の医療費がどう、また子供たちにこれだけお金がかかっているという、事実に関する分析というものは当然必要となってまいりますけれども、それをもって対立をあおった構造をつくるということは意図せぬところでございます。

○議長（谷 祯一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 個人演説会に私も両陣営参加をしましたので、吉村候補の演説を聞いて感じたことだけちょっとだけ申し述べておきたいと思います。

97歳の一番の上のおじいちゃんと、それから父親と、それから本人と、それから子供さんと4世代同時に暮らしていると。介護もそれから子育ても出産も同時進行であると、我が家は。だからそういう意味で世代を超えたまちづくりということを考える場合に、やっぱりこれが大事だなということを候補者として話をされたのを聞いて、私それなりになるほどと、ようできた演説だなというふうに感心いたしました。やっぱり子供さんのおられない家では、子育てに対するお金を出そうと思ったら、ちょっとというふうな感じになりかねないんですけども、そういうやっぱり対立をあおるようなやり方というのはやっぱり流行らないと。お互いがそれぞれの属性を認め合って、それぞれの違いを認め合った上で過ごしていくということが大事だなということを選挙の中でも感じましたので、一言添えたいと思います。

4番目に行きます。

まず最初に、ちょっと振り返ってみたいと思うんですけど、1,000万円の予算のうち、700万円については執行ができましたと。だけども300万円については、年度内に執行ができないので、繰越明許の手続をしますよというのが物事の発端でございましたね。2月4日に東洋大学と契約をして、3月4日の3月議会の初日には、繰越明許の提案が出てまいりましたので、1か月の間に700万円も使ったんかいなというのが最初の疑問でございましたから、700万円使ったんなら使ったということで関係する書類を出してくださいねということでお願いをしたわけです。4月7日に資料請求を議長を通じて出していただいたわけです。ところが返ってきた答えが、いや、すぐに出ませんよと。出ないと。4月28日ぐらいになりそうと。あれ、終わった話なのに何で4月28日になるのよと。おかしな話だねということで。しかし、相手のある話ですから、待ちまして、実は4月28日、視察研修がありましたので、お話をできませんでしたから4月30日に私、体で教育委員会に行きました、お名前を挙げて申し訳ないですけれども、倉田部長にお会いして、これどうなってますかというふうに聞いたわけです。そうしたら倉田部長いわく、八尾議員、これは一旦書類が出ましたと。だけども内容に訂正をお願いせんといかん部分があるので、返しましたと。まだそれが届いておりませんと。4月30日の時点

で届いておりませんから、請求書もいただいているので、支払いの態勢にも入っていませんということが言われたわけです。そのときに、そういうふうに年度内に処理が不完全なものについても、新たな年度を迎えて処理をして仕上げれば可能であるかのような言動を部長も取られたし、藤井部長も会議の中で言われたので、それが間違いであったということがあつて、今度の報告書になったわけです。

報告書では、実は言い方を変えてますね、3月中に届いたのは成果品であったと。それをちゃんとすぐに出せば問題なかったんだけれども、そういう事情があったので遅らせたんだということで提出が5月16日になっちゃったと。1か月半遅れたと。こういうことになるので、えっという話になりました。それで5名の職員さんが制裁を受けるということで決まり事に反した行為を取ったので制裁を受けるということになりました。これについて私、かつてある団体で人事におった経験があって、制裁の在り方として、これは妥当なかどうかと。緩いのか重いのか。私ははっきり言って、これは職場でそういうやり方、年度を超えて訂正が可能だということが当たり前のようにやられている、そういう習慣になっているからこそ、この5名の職員さんはそういうふうに処理をしたんじゃないかと。むしろ、糾弾されるべきは管理職ですよ。町長なり、副町長よ。その人たちがきちんと年度内に仕舞をせよと、仕上げよということを言わないから、そういうことが続いてきたから、こんなことになったんじゃないかというふうに思うんですね。副町長、どない思われますか。

○議長（谷 穎一君） 松井副町長！

○副町長（松井宏之君） 今、八尾議員がおっしゃったとおり、その時点で私、詳しく内容を聞いておりませんでしたので、私、まず処分というところまでは考えておりませんでした。おっしゃるとおり、年度変わりの精算の仕方というか、精算のやり方ですね、それを後で聞いたら、普通年度の中で仕舞をしなければならない分については年度内でやるというのが通常の、後で報告させてもらったとおり、年度内にやるというのが通常のやり方でございます。それを年度が替わった部分まで延ばしたということで、その辺は報告を受けてからの処分となっておりますので、経過については今、八尾議員がおっしゃったとおり、私も受けた部分でございますので、その辺は今からその処分の対象というのは、その時点では考えていなかつたと。当然、その5人の処分の分限懲戒審査委員会の中に私、また各部長が入っていたといふところで、その辺の議論も上がらなかつたという部分もありますけれども、その辺は今後ちょっと十分反省等、考えていきたいと思っております。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 答弁を理解はしますが、ちょっと了解はし難い話だと思います。

それで中身に行ってまいります。今度のことは中央公民館の建て替え問題に端を発している問題でございます。実は、中央公民館の建て替えを要望する会が町長候補お二人に対して、この問題についての公開質問状を出されておりまして答弁がございました。吉村裕之候補からは、現在、町長や町が進めている公民館再整備基本方針第3案は一旦凍結し、広く市民の参画を得て、時間をかけて検討していくことが必要と考えるけどどうかという設問に対して、吉村候補は、それは必要だと思うということに丸をつけておられる。第3案、第一ステップについては方針どおり進めるべきと考える。第二ステップについては、各世代、各主体の幅広い市民皆様から、今後の広陵町に必要と望む施設の将来像について、御意見や御提案を募り、話し合う機会をつくる必要があります。従つて、第二ステップについては、そのための機会確保の時間が必要と考えますと。だから、少し時間をかけて落ち着いて考えようかという回答をされたんですね。昨日の一般質問で、河野議員がこのことについて質問されまして、どうするんで

すかということについて、答弁では、公民館利用者のみならず、全ての住民を対象に、広く御意見をお伺いする必要があると認識していますと。だから2,000人対象のアンケートをやりましたと。12名集めたワークショップをやりましたと。住民の意見は聞きましたというようなことで言い切って、そのまま進めるというやり方については、これは見直すということは書いてないんですが、事実上見直すというふうに理解をせざるを得ない。また住民の御意見を募る方法については、アンケートのみならず、様々な媒体を活用した意見聴取を実施してまいりたいと考えておりますと。併せて外部検討委員会というのが初めて出てきます。この外部検討委員会、ちょっと脇に置いておきますけれども、結局、話を十分に聞かないまま、事を進めようとした前町長のあしき遺産が残っているというふうに言わざるを得ないんですね。吉村裕之と山村吉由が並んで出ているチラシがあるんですけど、これにこんなのがあるんですよ。町制70周年を迎える新しいトップに期待することは何ですかと吉村候補が山村町長に質問されている。山村町長はどう答えているかと。また、職員と議会議員の協力がなければ何もできませんので、しっかり納得していただく努力が必要ですと。苦言も苦情も大事にすることが一番かなと思いますと。人間というのはやっぱり去り際にええこと言わはるねんな。感心しましたね。やっぱりこの路線で十分に話を聞いてもらいたいと思うんですよ。11月9日と4月6日にクラブの方々を集めて説明会をやられました。アンケートもされると、アンケート以外でもされるということも出されておりますけれども、説明会、懇談会、今度いつされますか。

○議長（谷 穎一君） 藤井企画総務部長！

○企画総務部長（藤井勝寛君） 今現在もはしお元気村のほうの改修に向けて、令和6年度、7年度、アドバイザリー業務を今進めている最中でございますので、この第一ステップにつきましては、町としては業務委託も決まっておりまますし、それに向かって進んでおりますので、この後の大改修につきましても全力でこちらのほうは進めていきたいと思っております。

併せて、やっぱり住民の皆様のほうにも、まだ説明というのはやっぱり不十分であるということをこちらも認識はしておりますので、昨日の答弁でも言いましたけれども、全体の説明だけではなくて、いろんな場面、いろんなところでの説明というのも今後もやっていきたいと思っておりますので、吉村町長もこういう形で就任されましたので、町長の下、きちんとした住民対話を重視してやっていきたいと思っておりますけれども、ちょっと時期的なものは、また改めて事務局のほうで検討させていただきたいと思っております。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） ということは、そういう会を予定はするけれども、日取りはまだ決まってませんよというふうに理解をしていいですか。藤井部長、うなずいておられますので、そのように了解をしておきます。

それで7月21日に中央公民館整備事業に関するサウンディング型市場調査を実施しますというのでホームページに出ました。これは吉村新町長が誕生して、就任をされた以降の話でございますから、町長の責任においてなされた問題だというふうに認識していますが、この問題は、少し関係がこじれるというのか、ドタバタしてギクシャクするというか、すんなり行ってないんですって。だから1回落ち着いて見直しをする必要があるんじゃないかなというふうに思います。資料請求のことだけで言いますけど、700万円の金をいつ払ったのかと。大体いつ請求書が来たのかと見たら4月30日なんですよ。倉田部長と私が話をした日に請求書が届いている。支払い予定日はいつかと聞いたら、4月25日と書

いてある。こんなことはあり得るかしら。あり得ないんですって。だからこれは後から何か手を入れて、何か手直ししたのではないかというふうに思われるような話なんです。この間の電話でのやり取りや文書でのやり取りを明らかにしてくださいねということでお願いをしたところ、サーバーの問題があつて全てが出来ませんと、一部削除していますという解説済みの回答が届いております。これも疑わしい話、疑えば疑うほどどんどん進んでいくからあまりそういうことはしたくないんですけどね。だけど、こういう手管を弄するようなやり方でごまかして、それで一瀉千里にサウンディングの調査ですよということを進めて、それでこういう結果が出ましたから、じゃあ、やりますよというようなやり方というのは、ちょっと待ってよというふうに私率直に言って思うんですよ。これ感覚的についていけないんです。前町長の言われたこととも相矛盾するようなやり方をしないでもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（谷 穎一君） 藤井企画総務部長！

○企画総務部長（藤井勝寛君） 失礼いたします。

今回の資料請求の件でございますけれども、幸いといいますか、まだちょっと資料請求のところに一応3月の月末、遡って28日、14日の分のメールでの担当者と業者とのやり取りというのはつけさせていただいておりましたので、何とか幸いそれが残っていました。そこでは、やはり報告書のことについての成果品の納品についてのやり取りというのはちょっと残っていたと思いますので、それで3月31日までは、成果品は納品できたということは御理解いただければと思っておりますので、我々事務局としては、そういった形でごまかしとかは一切しておりませんので、それだけは御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 穎一君） 倉田教育振興部長！

○教育振興部長（倉田洋子君） 失礼いたします。

議員懇談会請求資料というもので提出させていただいている資料にも、議員懇談会でも説明させていただいているんですが、4月30日に八尾議員に資料の提出が遅れていることの説明をいたしまして、最初に4月30日付で2回目の成果品の提出があったということを説明させていただいたかと思います。ちょうど八尾議員とお話しさせてもらっているところと、生涯学習課とか、総合政策課のほうにも届いていたかと思うんですけども、私の手元には届いていなかったということでございます。納品と一緒に請求書が届いていたと認識はしております。ただ、申し訳ございません、伝票の支払い予定日が25日になっているということに関しましては、それは会計上おかしな話ではございますので、ちょっとその辺は確認させていただきたいと思います。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） こういうことが尾を引いてガタガタすると、町政に対する信頼というのは、やっぱり失われるし、それから追及している議員の側もおまえら一体何しとんやというふうになるんですね。住民はやっぱり町と町議会を二元代表制として見てる人もいるんですけど、見てくれないので、やっぱり我々自身が態度を改めてしっかりと取り組まないといけない話だというふうに思います。

先ほど部長言われましたけれども、もらった資料には、3月28日付で大筋了解とし、3月31日までに納品することを指示したという文言があります。だからこれに従えば、届いてたんだから、倉田さん、何を間違ったことを言ってるのよと、一旦返したんですなんて言ってねという話になってくると。

だから事務局内で届いたよと、これはこれで受け取りましたよと、問題ありませんでしたよということで請求書もついてますよと、だから支払いの手配に入れりますよということが一つの問題としてきちんと回れば、別にそんなことなかったんですって。ところがそういうふうに4月30日の時点でも届いていないということになるから、こんな話になると。この報告書についての中身についての議論は、今回できませんからいたしませんけれども、中身をやっぱり吟味して住民の皆さんや関係者の皆さんのがやっぱり了解して、納得していただけるように、最終的に全会一致まで行けるかどうか分かりませんけれども、少なくともおおむね住民はこれを了解したというふうになるところまでやっぱり汗をかかないと駄目なんじゃないかなというふうに思います。

前の町長がやると言ったことをやらないというふうに言ったりして、約束をほごにしたといって、実現する会の皆さんには大変怒っておられるわけですよ。だから、こじれたわけですね。だからそれをやっぱり元に戻して、信用のできる相手なんだというふうに思ってもらえるようにするには、やっぱりそれに倍する努力が要ると思います。実務担当者として藤井部長、ちょっと決意を表明してください。

○議長（谷 穎一君） 藤井企画総務部長！

○企画総務部長（藤井勝寛君） 失礼いたします。

今回の公民館再整備は町の一大プロジェクトでございますので、これは本当に失敗は許されないという思いを持っております。やはりこの中で住民の皆様のいかに意見を吸い上げて丁寧に最終的には、どんな複合施設をつくっていくのか。これはやはり住民の皆様の十分な意見を取り入れてやっていく必要がございますので、行政だけの意見だけでやっていったら、これはもう何もならないので、それは住民対話ということで町長もおっしゃっておりますので、その辺は、今後はきっと丁寧に時間をかけてやっていきたいという思いを持っております。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） ありがとうございました。その言葉どおり受けておきます。

それでもう一つですが、外部検討委員会を設置するという昨日の答弁がありました。この外部検討委員会、これまで1回も出てきたことのない言葉でございますので、これはどんな委員会なんですか。

○議長（谷 穎一君） 藤井企画総務部長！

○企画総務部長（藤井勝寛君） 事前に広陵町が目指すべき公民館の在り方及び建て替えに関する検討結果の中で、再整備の方策につきまして適切な機関の設置が必要ということで、そういう形で明記されておりますので、やはり住民の意見も必要ですけれども、一応そういった外部的な検討委員会というのもやはり必要になってくるのではないかということなんですけれども、今後については昨日もちょっとお伝えしましたけれども詳細は事務局のほうでよく練って、熟議を重ねさせていただきまして、決めていきたいと思っております。

○議長（谷 穎一君） 以上で、八尾議員の一般質問は終了いたしました。